

○財務省告示第百二十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年三月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年四月六日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第九

二 発行の根拠
の法律及びその
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
二十一年度における公債の発行の
特例に関する法律（平成二十年
法律第二十四号）第二条第一項
並びに特別会計に関する法律
（平成十九年法律第二十三号）
第四十六条第一項及び第四十七

三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

五

募入
方決
法定
の

価格競争入札発行」という。）

イ

入札
発行
競争

各申込みのうち応募価格の高い

ロ

国債
市場

当てる。特別参加者ごとの応

者・第I

募限度額の範囲内において各申

非価格競争

込みの応募額を割り当てる。

六

イ

入札
発行
競争

額面金額で八千三百二億円

行

うに基づき発行した付国の規

争

九十一億八千三百五十万六

争

成二十年間に於ける公債の發行

行

の特別規定に基づき發行した付

項

の規に於ける法律第二條第一

の

特別會計に關する法律第四十六

百

條第一項の規定に基づき發行し

九

た利付国債の發行に基づき

十

額で八千三百五十万四千

額

に基づき發行した付国の規

定

ついで八千三百五十万四千

つ

に基づき發行した付国の規

十

億八千八百九十萬圓

ロ

国債
市場

特別會計に關する法律第四十七

の払込み

は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{3}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合においては、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成二十一年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子

平成二十一年三月二十三日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成四十一年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する 支払期とし、各支払期において 毎年三月二十日及び九月二十日